令和５年度石川県原子力防災訓練の概要について

１　目　的

　 原子力災害時の緊急時対応に万全を期すため、オフサイトセンターの運営や住民避難訓練などを実施し、原子力災害の対応体制を検証する。

２　日　時

令和５年１１月２３日（木・祝）　午前７時から午後２時

（夜間避難退域時検査訓練 午後５時から午後５時３０分（県立看護大学））

３　参加機関及び参加人員

（１）参加機関

　　　内閣府、原子力規制委員会、自衛隊、海上保安庁、石川県、富山県、市町、

県警察本部、北陸電力株式会社　など約２４０機関

（２）参加人員

　　　約１，７００名（うち住民参加 約６００名）

４　訓練想定

　　　志賀町で震度６強の地震が発生したことに伴い、志賀原子力発電所２号機

において、外部電源が喪失し、その後、非常用炉心冷却装置による注水が

一部不能となり、さらに全ての非常用炉心冷却装置による注水が不能となり、

全面緊急事態となる。

　　　事態がさらに進展し、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

５　主な訓練内容

（１）オフサイトセンター運営訓練

　　　→　県現地災害対策本部を設置し、本部会議を開催するほか、国、県、関係市町等で構

成する合同対策協議会を設置し、テレビ会議システムも活用した全体会議を開催

→ 国、県、関係市町等の情報共有や伝達訓練を実施

（２）住民避難訓練

　 ・原子力発電所における事態の進展に応じ、住民避難を実施

　　　→　放射性物質が南南東方面に拡散したとの想定で志賀町、羽咋市、宝達志水町、

かほく市の住民が避難

・避難住民を対象に、避難バス車内で原子力防災に関する基礎講習を実施

・避難所におけるペット同行避難者受入手続きの確認訓練を実施

　＜事態の進展と避難・屋内退避等の指示＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 緊急事態区分  （ＥＡＬ：判断基準） | | 防護措置 | |
| PAZ(5km圏内) | UPZ(5～30km圏内) |
| 警戒事態（志賀町で震度６弱以上の地震発生など） | | 避難行動要支援者の避難  準備 |  |
| 施設敷地緊急事態（原子炉冷却材の漏洩など) | | 避難行動要支援者の避難  住民の避難準備 | 屋内退避の準備 |
| 全面緊急事態（全ての原子炉冷却機能の喪失など) | | 住民の避難 | 屋内退避  避難準備 |
| 放射性物質放出後  (緊急時モニタリングの状況) | 毎時20ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ以上（OIL2） |  | 一時移転(1週間程度以内に避難) |
| 毎時500ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ以上（OIL1） | 避難 |

　（原子力災害対策指針を元に作成）

（３）避難行動要支援者避難訓練

・在宅の避難行動要支援者の避難

　　 →　原子力発電所における事態の進展に応じ避難

　　 → 即時避難が困難な者及び介助者は、放射線防護対策を施した屋内退避施設に退避し、

その後、指定避難所に避難

・社会福祉施設の入所者の避難

　　　 →　5km圏内の小規模多機能型介護事業所「ケアほーむ楓の家リゾート」(志賀町)の

入所者は、施設敷地緊急事態で福祉避難所に避難

→ 5～30km圏内の障害者支援施設「今浜苑」(宝達志水町)、特別養護老人ホーム

「はくいの郷」(羽咋市) の入所者は、一時移転の指示に合わせて福祉避難所に避難

（４）緊急時モニタリング訓練

→　国は、オフサイトセンターに緊急時モニタリングセンターを設置

　　 →　県のモニタリング要員は、国が作成する実施計画に基づきモニタリングを実施

（５）避難退域時検査訓練

　　・３０㎞圏外に避難退域時検査場所を設置し、放射性物質の汚染検査・簡易除染を実施（高松サービスエリア、県立看護大学、旧押水放牧場）

　　・夜間における避難退域時検査(車両検査)を実施(県立看護大学)

（６）複合災害対応訓練

　　・地震による道路の寸断を想定し､５㎞圏内の住民がヘリコプター、船舶で避

　　　難

・道路の応急復旧を実施し、陸上自衛隊の特殊車両で避難

→　石川県森林組合連合会が、道路の倒木を解体撤去